

(目的)

第1条 この要綱は、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）に基づき、危険建物の除却等を行う者に対し、予算の範囲内において危険建物除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、危険建物の除却等を推進し、危険建物の倒壊等による事故を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険建物」とは、倒壊や外装材等の落下の危険性があり、倒壊等が起こった場合に近隣及び道路等に重大な損害を及ぼすおそれがある建築物（市内に存するものに限る。）で次条第4項の規定による認定を受けたものをいう。

2 この要綱において「敷地」とは、危険建物の存する土地をいう。

3 この要綱において「事業」とは、危険建物の除却工事（次に掲げるものを除く。）及び当該工事後の敷地における災害防止対策をいう。

(1) 危険建物に附属する地下埋設物（危険建物の基礎を除く。）の除却工事

(2) 公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となっている建築物の除却工事

4 この要綱において「災害防止対策」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 敷地が崖上等にある場合の浸水防止措置等の崖の崩壊防止措置

(2) 敷地が崖上等にない場合の敷地外への土砂等の流出防止措置

5 この要綱において「解体業者」とは、建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）による許可をいう。）を受けている者又は解体工事業の登録（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による登録をいう。）をしている者で市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有するものをいう。

(危険建物の認定)

第3条 危険建物の認定を受けることができる者（以下「認定対象者」という。）は、次に掲げる者（建設業又は不動産業を営む法人その他これらに類する法人として市長が指定する者を除く。）のいずれかとする。

(1) 認定を受ける建築物（以下「認定対象建築物」という。）の所有者（法律上、現に建築物又は土地の所有権を有している者をいい、法定相続人を含む。以下同じ。）

(2) 認定対象建築物の存する土地の所有者（建物所有者同意書（別記様式第1号）の取得により当該認定対象建築物の所有者の同意を得た者に限る。）

2 危険建物の認定を受けようとする認定対象者は、危険建物認定申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 認定対象建築物の位置図（付近見取図）

(2) 認定対象建築物の平面図又は外観写真

(3) 建物除去後における災害防止対策の概要説明書（認定申請時用）（別記様式第2号の2）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 認定対象者は、委任状（別記様式第3号）の提出により、前項の規定による申請に係

る事務その他これに関連した届出等の事務に関する手続を他の者に委任することができる。

- 4 市長は、第2項の規定による申請があった場合、これを審査し、認定対象建築物が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該認定対象建築物を危険建物と認定し、当該申請者に対し、危険建物認定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。
 - (1) 別表第1、別表第2又は別表第3の住宅の不良度判定基準に掲げる評定項目の評点の合計が100を超える建築物
 - (2) 別表第4の周辺への危険度判定に掲げる項目のいずれかに該当する建築物
- 5 市長は、前項に規定する審査の結果、当該認定対象建築物が同項各号に掲げる要件の全てを満たしていないときは、当該認定を行わないことを決定し、当該申請者に対し、危険建物不認定通知書（別記様式第4号の2）により、その旨を通知する。
- 6 第2項の規定による申請を行った者が、第3項の規定による認定又は前項の規定による認定をしない旨の決定を市長が行う前に、自らの事情又は都合により当該申請の取下げをしようとする場合は、危険建物認定申請取下げ申出書（別記様式第4号の3）を市長に提出しなければならない。
- 7 第4項の規定による危険建物の認定通知を受けた者が、自らの事情又は都合により、その後における第6条の規定による補助金の交付申請を行わない意思を有する場合は、当該認定通知を受けた日の属する年度内において、補助金交付申請を行わない旨の申出書（別記様式第4号の4）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付対象）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者（建設業又は不動産業を営む法人その他これらに類する法人として市長が指定する者を除く。）のいずれかとする。

- (1) 危険建物の所有者
- (2) 敷地の所有者（建物所有者同意書の取得により当該危険建物の所有者の同意を得た者に限る。）

2 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象者が実施する事業で解体業者が施工するものとする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象者が解体業者に支払う交付対象事業に係る請負代金とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、交付対象経費の額から消費税等仕入控除税額（当該交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減じて得た額の10分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は30万円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、補助金交付申請書（別記様式第5

号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書 (別記様式第 6 号)
- (2) 危険建物及び当該敷地に係る登記事項証明書又は所有者が確認できる書類
- (3) 建物所有者同意書 (交付対象者が、建物所有者ではない土地所有者の場合に限る。)
- (4) 土地所有者同意書 (別記様式第 6 号の 2) (交付対象者が、土地所有者ではない建物所有者の場合に限る。)
- (5) 交付対象事業に係る解体業者の工事見積書 (内訳の記載されたもの)
- (6) 交付対象事業を施工する解体業者の建設業の許可書の写し又は解体工事業の登録証の写し
- (7) 災害防止対策図又は建物除去後における災害防止対策計画書 (交付申請時用) (別記様式第 6 号の 3)
- (8) 疑義解決確約書 (別記様式第 6 号の 4) (市長が必要と認める場合に限る。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 交付対象者が前項の規定による申請に係る事務を他の者に委任する場合の手続については、第 3 条第 3 項の規定を準用する。この場合において、「認定対象者」とあるのは、「交付対象者」と読み替えるものとする。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、補助金交付決定通知書 (別記様式第 7 号) により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に、必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者 (以下「事業者」という。) は、補助金交付決定通知書を受けた後において、当該交付対象事業の変更、休止、中止又は廃止をしようとするときは、変更等承認申請書 (別記様式第 8 号) を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、これを審査し、適当と認めたときは、当該交付対象事業の変更等を承認し、申請者に対し、変更等承認通知書 (別記様式第 9 号) により通知するものとする。

(事業着手前届)

第 9 条 事業者は、事業に着手しようとするときは、当該着手の前にあらかじめ、事業着手前届 (別記様式第 10 号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業に係る次に掲げる書類のいずれか
 - ア 請負契約書の写し
 - イ 注文書及び注文請書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(事業完了届)

第 10 条 事業者は、事業が完了したときは、事業完了届 (別記様式第 11 号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第12号）
- (2) 交付対象事業に係る解体業者の請負代金請求書（事業着手後に金額の変更があった場合には、内訳を添付すること。）
- (3) 交付対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等
- (4) 災害防止対策後の土地に関する維持管理誓約書（別記様式第12号の2）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の事業完了届の提出があった場合、これを審査し、及び現地調査を行い、当該交付対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に対し、補助金交付額確定通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書（別記様式第14号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、若しくは交付金額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不都合と認める行為があったとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年7月21日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年8月18日から実施する。

付 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 平成28年6月1日において、現に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項及び第2項の規定による広島県知事等のとび・土工工事業の許可を受けている者で、市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有するものについては、当該広島県知事等の解体工事業の許可を得ていない場合であっても、この要綱の実施の日から平成31年5月31日までの間に限り、この要綱による改正後の呉市危険建物除却促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）第2条第5項に規定する「解体業者」とみなして同項の規定を適用する。

- 3 前項の規定により同項に規定する期間に限り解体業者とみなされ、新要綱第2条第5項の規定の適用を受ける者と危険建物の除却工事に係る請負契約を締結の上、当該者に交付対象事業（新要綱第4条第2項に規定する事業をいう。）を施行させる交付対象者（新要綱第4条第1項に規定する者をいう。）が、新要綱第6条第1項の規定により補助金の交付申請をする場合においては、当該補助金交付申請書に添えて提出しなければならない同項第6号の解体業者の建設業の許可書の写しとして、解体工事業の許可書の写しに代え、とび・土工工事業の許可の写しを提出することにより、当該必要書類の提出がされたものとみなすことができる。

付 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成29年11月22日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の呉市危険建物除却促進事業補助金交付要綱別記様式第10号及び別記様式第11号の規定にかかわらず、この要綱の実施の日から平成30年3月16日までの間においては、この要綱による改正前の呉市危険建物除却促進事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）別記様式第10号に定める事業着手届又は旧要綱別記様式第11号に定める事業完了届の各様式を用いて、それぞれの届出を行うことができるものとする。